

議案参考資料

[平成 29 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

財 政 課 財 政 係

議案名

議案第 6 号 桐生市特別会計設置条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

宅地造成事業特別会計及び用地先行取得事業特別会計を廃止するため、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

1 宅地造成事業特別会計の廃止

宅地造成事業特別会計を平成 28 年度末で廃止し、同特別会計で処理していた土地の分譲に係る歳入歳出予算は、一般会計に引き継ぎます。

2 用地先行取得事業特別会計の廃止

用地先行取得事業特別会計は、歳入歳出予算上では平成 20 年度末で廃止していますが、今後も用地先行取得事業に係る特別会計を設ける見込みがないことから、条例の規定から同特別会計に関する規定を削ります。

(施行期日： 平成 29 年 4 月 1 日)

背景・経過

特別会計は、地方自治法第 209 条第 2 項の規定に基づき、特定の事業を行う場合や特定の収入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設置することができる会計で、法令により義務付けされているものを除き、その設置は条例によらなければなりません。

宅地造成事業特別会計は、旧黒保根村において、ひまわり団地の造成を目的として平成 3 年度に設置され、その後、合併により桐生市に引き継がれましたが、現在では宅地造成に係る事業は実施しておらず、土地の分譲のみであることから、特別会計を設置しておく必要性がなくなったため、平成 28 年度末で同特別会計を廃止します。

また、用地先行取得事業特別会計は、公共用に供する土地をあらかじめ事業に先行して取得する目的で平成 4 年度に設置しましたが、平成 20 年度の起債償還の終了に伴い、予算上では既に同特別会計は廃止しています。